富山空港国際線運航再開支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　富山空港国際路線利用促進協議会（以下「促進協議会」という。）は、富山空港国際定期便の運航再開時の需要を確保するため、旅行会社が実施する富山空港発着の旅行に対して、送客助成金を交付する。

（助成対象者）

第２条　助成対象事業者は、富山県内に本店又は支店・営業所を置き、日本旅行業協会又は全国旅行業協会加盟の旅行会社とする。

（助成の条件）

第３条　助成金の対象事業は、次のすべてに該当する事業とする。

（１）富山空港国際定期便を往復で利用する旅行であること。

（２）包括運賃によるパッケージツアー（フリープランを含む）又は団体旅行商品であること。

（３） 旅行行程が令和６年４月１日から令和７年３月31日までに属するものであること。

（４）富山県、促進協議会、富山空港を発展させる会、又は公益社団法人とやま観光推進機構からその他の補助金、助成金等を受けていない旅行であること。

（助成金交付額）

第４条　富山空港国際線運航再開支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付額は、送客人数１名につき、金10,000円を乗じた金額とする。

２　会長は、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、必要と認めたときは、交付額の調整を行うことができる。

（助成対象事業の事前協議）

第５条　助成金の交付を希望する者は、旅行の概要を記載した助成金交付申請書（様式第１号）により、会長に事前に協議し、承認を得るものとする。

（助成金の交付決定）

第６条　会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定してその旨通知するものとする。

（助成金の実績報告及び交付請求）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに、助成金実績報告書（様式第２号）及び助成金交付請求書（様式第３号）を会長に提出するものとする。

（交付決定の取消等）

第８条　会長は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（特例措置）

第９条　気象条件等により予定していた便が欠航となり別の手段を利用した場合、会長が特に認めるときは助成金を交付することができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（様式第１号）

　　年　　月　　日

富山空港国際路線利用促進協議会会長　殿

申請者　郵便番号

住　　所

名称及び

代表者名

電話番号

富山空港国際線運航再開支援事業助成金交付申請書

富山空港国際線運航再開支援事業助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第５条の規定により、交付申請書を提出します。

記

　１　助成金申請額

　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　（１）旅行行程表（日時、飛行機の便名、宿泊施設の名称・所在地等が確認できるもの）

　（２）参加者名簿

　　　※申請時に参加者が確定していない場合は添付を省略できる。

　３　連絡先

　（１）担当者職名・氏名

　（２）メールアドレス

（様式第２号）

　　年　　月　　日

富山空港国際路線利用促進協議会会長　殿

申請者　郵便番号

住　　所

名称及び

代表者名

電話番号

富山空港国際線運航再開支援事業助成金実績報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった標記助成金について、下記のとおり実施したので、同要綱７条の規定により報告します。

記

　１　助成金額

　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　（１）旅行の最終行程表（日時、飛行機の便名、宿泊施設の名称・所在地等が確認できるもの）※

　（２）参加者名簿※

　（３）搭乗証明書及び宿泊証明書又はこれらに代わるもの、その他の資料の写しなど

　　※（１）及び（２）は、交付申請時の内容と変更がない場合は、添付を省略できる

（様式第３号）

　　年　　月　　日

富山空港国際路線利用促進協議会会長　殿

申請者　郵便番号

住　　所

名称及び

代表者名

電話番号

富山空港国際線運航再開支援事業助成金請求書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった標記助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成金請求額 金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 取引金融機関名 | 銀行 支店 |
| 口座番号 | 普通 ・ 当座 |
| 口座名義 | カタカナ |

発行責任者及び担当者

・発行責任者　役職・氏名　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　）

・担当者　　　所属・氏名　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　）